

事 務 連 絡
令和2年6月15日

別記 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
社会福祉施設等に対する融資について（第2報）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」（令和2年5月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

今般、令和2年度第2次補正予算により、優遇融資の条件について、貸付利率等の更なる拡充が行われたことについて周知した「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」（令和2年6月12日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）が都道府県に対して発出されました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、広くご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【別紙】

「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」（令和2年6月12日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）

（別記）

公益社団法人	全国老人保健施設協会
一般社団法人	日本慢性期医療協会
	日本介護医療院協会
公益社団法人	日本看護協会
公益財団法人	日本訪問看護財団
一般社団法人	全国訪問看護事業協会
一般社団法人	全国デイ・ケア協会
一般社団法人	日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人	日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人	日本言語聴覚士協会
一般社団法人	日本作業療法士協会
公益社団法人	日本理学療法士協会

事務連絡
令和2年6月12日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
社会福祉施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構（以下、「WAM」という。）では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定・低利で融資しており、令和2年4月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、令和2年度第2次補正予算により、

- ・融資に必要な原資を1兆3,200億円積み増し（3,844億円から1兆7,044億円）
- ・WAMの財政基盤を強化するため328億円の政府出資の追加（41億円から369億円）

（無利子・無担保融資を行うためにWAMへ出資するもの）

を行うとともに、優遇融資の条件について、貸付利率等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等については、下記及び（別紙）記載の「独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

（独立行政法人福祉医療機構相談窓口）

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862
※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403



お問い合わせフォーム：

<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-wform/>

※ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

【担当連絡先（自治体担当者向け）】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係
代表電話：03-5253-1111（内線2866）
直通電話：03-3595-2616

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった 社会福祉施設等に対する優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付事業)

下記の通り、優遇融資の条件について、更なる拡充として、貸付利率の拡充等を行います。

※ 今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

○経営資金

	通常の 融資	従来の 優遇融資	本件による優遇融資の 更なる拡充
融資率	70～80%	100%	100%
償 還 期 間 (据置期間)	1 年以上 3 年以内 (6 か月以内)	15 年以内 (5 年以内)	15 年以内 (5 年以内)
貸付利率 (令和 2 年 6 月 12 日現在)	0.803%	《当初 5 年間》 ・ <u>3,000 万円</u>まで：無利子 ・ <u>3,000 万円超</u>の部分は 0.200% 《6 年目以降》 0.200%	《当初 5 年間》 ・ <u>6,000 万円</u>まで：無利子 ・ <u>6,000 万円超</u>の部分は 0.200% 《6 年目以降》 0.200% <u>新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった（地域密着型を除く）入所施設については、</u> <u>《当初 5 年間》</u> <u>1 億円まで：無利子</u> <u>1 億円超の部分：0.200%</u> <u>《6 年目以降》</u> <u>0.200%</u>
貸付金の 限度額	経営に必 要な資金	経営に必要な資金	経営に必要な資金
無担保	—	貸付金額 6,000 万円までは 無担保で融資が可能	貸付金額 6,000 万円までは 無担保で融資が可能 <u>新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった（地域密着型を除く）入所施設については、貸付金額 1 億円までは無担保で融資が可能</u>

(※) 既往貸付金については、当面 6 か月の元利金、事業者の状況に応じて更に 3 年間（最長 3 年 6 か月）の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

融資の相談につきましては、独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせ
ください。

（再掲：独立行政法人福祉医療機構相談窓口）

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：０１２０－３４３－８６２
※携帯電話等でつながらない場合　：０３－３４３８－０４０３



お問い合わせフォーム：

<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-wform/>

※ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。